配当公告

高知県安芸郡奈半利町乙三五六二番地
破産者　山下木材株式会社

右の者に対する高知地方裁判所安芸支部平成二十八年（フ）第七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一一六、三九三、八五八円
（内優先的破産債権額　金一一二、三〇〇円）

二、配当することのできる金額
金二一、三一六、四〇二円
（内優先的破産債権額　金一一二、三〇〇円）

平成三十年二月九日
高知県高知市堺町一番二一号ＪＴＢ高知ビル五階　破産管財人　弁護士　岩崎　淳司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市仁井田字横山三九五番地
一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　高橋　則男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日
事務所秋田市山王六丁目一九番八号　司法書士会鈴木事務所
相続財産管理人　司法書士　鈴木　敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城縣稲敷郡龍ケ崎町三七七五番地、最後の住所茨城縣稲敷郡龍ケ崎町三七七五番地
被相続人　亡　梅田金太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日
茨城県龍ケ崎市四四三三番地
相続財産管理人　弁護士　黒田　祥史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市鹿田五六九番地、最後の住所栃木県宇都宮市今泉三丁目八番五号サマリヤマンション五〇五
被相続人　亡　辻　昭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日
栃木県宇都宮市操町八番二一号法律事務所コンフォルト
相続財産管理人　弁護士　白土　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市横町一丁目一七〇九番地、最後の住所新潟県三条市東裏館三丁目六番五八号　うらだての里
被相続人　亡　山崎　義人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日
新潟県長岡市南町一丁目二―三〇ＴＮビル三階　片沼・橋本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　片沼　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市北深志三丁目五七七番地、最後の住所長野県松本市開智二丁目三番五〇号エリシオン開智　被相続人　亡　松山　重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日
長野県松本市桐三丁目四番一号、事務所長野県松本市桐三丁目四番二号
相続財産管理人　司法書士　小松　和茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市若松区古前一丁目三番地九、最後の住所神戸市兵庫区駅南通五丁目一番二号　特別養護老人ホームモーツアルト兵庫駅前　被相続人　亡　財津　主計

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日
神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　芳田　栄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市檀紙町一二一一番地三、最後の住所香川県高松市天神前六番一三号
被相続人　亡　上原　賢治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日
高松市丸の内七番九号　久保総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　星野菜蕗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県東かがわ市西村九三二番地、最後の住所香川県さぬき市鴨部七三四三番地一御徳
被相続人　亡　大住　寛治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日
高松市丸の内七番九号　久保総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　久保　太郎

無縁墳墓等改葬公告

この度、高善寺納骨堂改築工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、納骨堂の預骨者、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年二月九日
一　墳墓等所在地　鹿児島県霧島市隼人町内一五四五
一　墳墓等の名称　浄土真宗本願寺派高善寺納骨堂
一　死亡者の本籍及び氏名　稲毛一男、小松春子、安部馨、以上本籍は全て不詳
一　改葬を行おうとする者　鹿児島県霧島市隼人町内一五四五　浄土真宗本願寺派高善寺　代表役員　河野　順二

第19期決算公告

平成30年2月9日
横浜市鶴見区岸谷一丁目21―25―302
株式会社クロスエイジ
代表取締役　磯見　直輝

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	9,634,372
	固定資産	2,637,878
	繰延資産	45,836,231
	合計	58,108,481
負債及び純資産の部	流動負債	47,107,106
	固定負債	16,530,860
	株主資本	△5,529,485
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△25,529,485
	その他利益剰余金	△25,529,485
	（うち当期純損失）	(4,318,375)
	合計	58,108,481

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月九日
横浜市鶴見区岸谷一丁目二一―二五―三〇二
株式会社クロスエイジ
代表取締役　磯見　直輝

第64期決算公告

平成30年2月9日
栃木県足利市堀込町1363番地
トチセン化成工業株式会社
代表取締役　小泉　栄志

貸借対照表の要旨（平成29年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	799,711
	固定資産	567,745
	合計	1,367,457
負債及び純資産の部	流動負債	445,217
	固定負債	328,550
	株主資本	593,689
	資本金	30,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	560,689
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	556,189
	（うち当期純利益）	(7,783)
	合計	1,367,457